

## 第4回 市民健康文化都市条例検討委員会

日 時：平成 28 年 1 月 6 日（水） 18：30 ～

場 所：袋井市役所 4 階庁議室

### <会議の概要>

会長	<p><b>■会長挨拶</b></p> <p>11月18日に意見交換会に出席させていただき、いろんなことを考えさせられた。日本一健康文化都市の「日本一」とは何か。「日本一」の考え方をきちんとすればいいのだと思う。市民の皆さんは関心はあるが、どうしたらいいのかというご意見をあまり聞くことはできなかった。私達の作っている条例が唯一のものとなるのではないか。今回のリバイズした条例はかなり良い方向に来てるのではないかと思う。終盤に向けてよろしくお願ひしたい。</p>
副市長	<p><b>■副市長挨拶</b></p> <p>新聞を見ると、昔はITと言っていたのが、IOTとなっている。グローバル化が進んでいる。ニュースを見たら、北朝鮮が核実験を行ったと流れる。世の中が動いていると感じる。また、過疎地や耕作放棄地などがこう工夫したら上手くいったなど、地方創生の記事がたくさん載っている。背景に人口減少、高齢化、財政難などがある中で、みんなで知恵を出し合い、協働して、そのような成功事例に結びつけていく。この条例もコラボレーションがメインであるから、時代にマッチしているなと感じた。グッドタイミングだと思う。去年の9月に今後10年間の総合計画を作った。条例もきちんと作り、市民の方に理解してもらえれば、袋井のまちがますます良くなると思う。</p>
会長	<p><b>報告事項（市民意見交換会及びパブリックコメントの結果）について</b></p> <p>パブリックコメントやアンケートへの対応はどうするのか。</p>
企画政策課長	<p>貴重なご意見ですので、議会に報告させていただく。それに対しての対応をどうしたかというのを、この会では口頭で説明したが、活</p>

	<p>字にして議会へ報告する予定である。</p>
<p>会長</p>	<p>本人への対応はどうするのか。</p>
<p>企画政策課長</p>	<p>アンケートは無記名なので、個人の方にお返することはできない。パブリックコメントについても、ホームページで議事録を公開したり、議会で報告することで対応する。個別でお答えするのではなく、公で回答することを考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>せっかくパブリックコメントを出していただいているので、敬意を表し、丁寧な対応を心がけていただきたい。ホームページに載っていますよ、などの対応の仕方は、お知らせはする必要があるのではないか。みなさんが条例に合意されているのか、万人が認めるものであるのかは、自信はない。「日本一」の意味にしても何らかの形で丁寧な説明が必要ではないか。</p>
<p>企画財政部長</p>	<p>改めて、条例化する意義は何か、それをまず市民の方に御理解いただくのが第一ポイントである。都市宣言並びに市民憲章からさらに一步踏み込んで、条例を制定する意義があるのだと説明することが必要である。旧袋井市民の方については、平成13年に日本一健康文化都市についてはずっと議論を重ねてきた部分ではある。しかし、その議論をもう一度丁寧におさらいしていく必要があると思う。パブリックコメントについては、はじめから個別の回答はしないという形でもって今回はやらせてもらっているが、丁寧な対応をしたいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>先日、私も意見交換会に出させていただいたが、条例そのものの意義が、私も含めて、市民の中にははっきりしないところがあると感じた。「日本一」については数値目標を立てよ、と長い間言われてきており、「日本一」の意味合いというのを、きちんとした形で説明していただければ、皆さんがわかり合えるのではないか。条例は、市民が健康文化都市に向けて進めていく、具体的な第一歩につながっていくんだ、というのを漠然としながらも会場の雰囲気を感じて、良かったと思った。</p>

	<p><b>4 議題</b></p> <p><b>(1) 条例（素案）について</b></p> <p>事務局説明（第1章～第3章）</p> <p>会長 前文が歌詞のようになっており大変良くなったと感じた。また、「市長等」にずっと違和感があったのが、「市」に直り良くなった。また、「公共的な活動の総称」の「総称」は不要と感じていたので、とれていて良かった。</p> <p>委員 前文に、今なぜこの条例を作ったのかについて簡潔に述べられており、背景や課題、決意が書かれ、非常にわかりやすく、また袋井らしさが出ていると感じた。</p> <p>2014年10月28日の静岡新聞では、何をもって日本一とするか、もっと議論をせよ、と記者が記事にしている。しかし、数値ではなかなか表せないものがある。例えば住民の誇り、健康度は何で表すのか。10年先を見据えたときに、市がこれから生き残っていくためには、数量設定ではなく、文化というのを持っていかないとやっていけない。地方が生き残り、行政も市民も幸せな暮らしを目指すのであれば、数量でやる日本一ではなく、生活の質にいたらないといけない。</p> <p>そして、一番ベネフィットがあるのは住民であるということをきちんとうたいこんでいかないといけない。住民が損するものではなくて、これによって住民が幸せになるんだというのをしっかりと見えるように表現していくのが大切なのではないか。</p> <p>みんな不安感が強くなっている。認知症、1人暮らし、若者のニート・・・これを全部、行政が解決するのではないと思う。地域の課題を解決できる、自治力、地域力が必要である。それを、この条例によって明らかにしていくことは、課程として非常に大事なことである。</p> <p>条文は非常に良いと思う。時代の変遷があれば、それとともに変更していくことがあるとは思いますが、目指すべきところに向かってスタートラインに立ったという決意表明としてはこれで十分であると思う。</p> <p>また、それぞれの役割のベクトルがきちんとしていて、わかりやすいのが良いと思った。</p>
--	--

企画財政部長	<p>第4条2項の市民の役割で、「健康づくりの推進に関する活動」ではなく、「生活と向上と地域の発展に向けた活動」と変更したことで、住民の受益の部分が表現されていると思う。</p>
副市長	<p>P5の市職員の責務であるが、市に含めて、第8条に入れ込む形へ変更したが、内容は、市の職員が積極的に参加し、能力の向上に努めるということで大変良いと思う。いろんな社会情勢の中で、協力してまちづくりに取り組まないといけない状況にある。市の幹部職員、自治連合会の役員など、役員レベルでは意識が高いが、地域にいくと、市民1人1人にいくと、未だに行政にやってもらおうという認識が非常に強い。その時に、市職員がリーダーシップをとって、変えていくことが必要。この条例ができたら、市職員はこういう意識をもって仕事をしなくては行けないと強く言いたい。</p>
委員	<p>最新版は、申し分ないと思う。ただ、アンケートをとると意見はつきもの。それに左右されてしまのはよくない。ある程度、市からの教えがないといけないと思う。最新版は具体的になっていて非常に良いと思う。</p>
委員	<p>3回目を欠席してしまったので、1回飛んだが、すごくすっきりして、言葉が分かりやすくて良くなったと思う。市民の100%が、この条文でいこう、と賛成するのは難しいところがあるが、日本一健康文化都市を目指すためにこの条例を作り、何年か経った後にその時代に合ったものに変えていくという意味では、最初の目標としてこういった条例を掲げるとするのは大事だと思う。条例が必要なのかと思っている方も、中身を見てもらえれば分かってもらえるのかなと思う。すぐには難しいとは思いますが、市としてこういう目標を掲げるといふ部分ではわかりやすいと思う。</p>
委員	<p>前文のなかに「心身ともに健康な市民」という表現が、例えば、身障者の方がこういう表現をどう思うかという気がする。      少子高齢化、人口減少が進むと予測されるという表現だが、こういった現象についてはすでに予測の域を超えて現実の問題としてすでに我々は巻き込まれているという気がする。「予測」というレベ</p>

	<p>ルではないような気がするがどうか。</p>
企画政策課長	<p>1つ目の「心身ともに健康な市民が」という言葉についてはこの健康という部分の意味合いが、一般的にとらえている病気がないとか障害がないという部分の健康ではない。全ての人が健康的な意識のなかで活動していくことを意味している。よって、個々の障害がある等を超えた健康観を意識してこの言葉を使わせてもらっている。先ほど見野委員の言われたQOLにつながるものがある。</p>
委員	<p>「心身ともに健康」というと物事を狭めた表現のように思う。心身ともに健康な市民だけが高い志を持っているわけではないと思う。もう少しよい表現があるのではないか。</p>
企画政策課長	<p>ご意見を承りましたので検討させていただきたい。</p>
企画政策課長	<p>それから、二点目の「予測」について、袋井市はまだ人口減少局面に入っておらず、やや人口が微増している。しかし、これから減少していくことは確実である。現状を捕らえた中で分析し「人口減少が進むと予測される」と表現した。</p>
企画財政部長	<p>今生まれている子どもの数から言うと袋井市も平成32年には減少局面に入る。よほどの社会移動で転入人口がない限り減っていくのは確実である。表現的には「予測」の部分からもう1歩踏み込んだ表現にした方がいいのかもしれない。</p>
委員	<p>今までに比べるとわかりやすくなりいいかなという気がしました。前文の出だしだが、実際は、同笠海岸は貧相な海ではあるけれども、いい環境を持っているとすればいいかなと思った。</p>
委員	<p>定義のところ、「用語の意義」という表現になった。これは意図するところがあるのか。</p>
企画政策課長	<p>これは他市の条例を参考にした。この種の条例のほとんどが、タイトルは定義だが、「次の各号に掲げる用語の意義」となっていたため。</p>

企画財政部長	例規上の用語の一般的な使い方、「意義」という言葉が適正だという意味合い。用語の意味を定義するということです。
委員	最初の素案と比べると、用語の意味合いが統一されてきた。
委員	健康というのは身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であり単に病気、虚弱でない状態を言う。健康の概念を病気を持っているか持っていないかというところで健康だと評価するのではなくて精神的なものも言っている。ただ病気があるかないかで健康、不健康ではないよ、というのを私は教わってきたが、こうして文字にすると市民の方は、病気や障害などに考えた行くのかなと思った。
委員	障害持っている方がどう感じるのかなと思った。
委員	そういう方々がどういう風に受け止めるのか。しかし、障害を持っている人の方が大きな健康観を持っているような気はする。全体的には、わかりやすい文章になり納得できるものになってきたと思う。市の職員の教育のところの文章で、「能力を発揮し」に抵抗があったが今回、「向上に努め」となりしっくりした。目次のところの第4章の「第9条―第10条」ではなくて「第9条・第10条」ではないか。
企画政策課長	それについては担当に確認します。
会長	まちづくりを定義するのは非常に重要なことだと考えた。まちづくりの定義のところで、「公共的に取り組む活動をいう」の方がすっきりしているかもしれない。これも候補の1つにしてもらいたい。ここについては文言も精鋭されてきたかと思う。市職員の責務についても、「向上に努め」で大賛成である。  事務局説明（第4章～第6章）
委員	第9条の書き出しだが、「以下、基本理念という」とあったので、「第3条」のというのはいらないと思う。第9条（2）に「活力あ

<p>企画政策課長</p>	<p>る地域社会の実現に向けて」とあるが、「活力ある地域社会」は急にトーンダウンしている気がする。活力だけではなく袋井市の思い、誇りの文言がここに当てはまるのかなと思う。ただ活力ある地域社会だけだと、敢えて日本一と名乗る必要はないのかなという気がした。</p> <p>10条の市民活動の2項、ここで市民、地域団体及び事業者は様々な活動をしなさいと書いてある。その前の事業者の役割、地域団体の役割の中に、たとえば地域団体と事業者のコラボレーションを図るなどの言葉はなくて、事業者の役割というのは狭めてあるが、10条になると急に「地域に関心を持ち——活動に参加」しなさいとある。条文の中で矛盾がある。</p> <p>10条の第1項について「取り組むよう努めるものとする」という表現のほうが良い気がする。</p> <p>まず、9条の第2号のところ、結びが「活力ある地域社会の実現に向けて取り組む」とあるが、事務局的としても最適な表現とは考えていない。例えば「日本一健康文化都市の実現に向けて取り組む」と表現にしなかったのは、市民参加の権利を保証し、誰もが参加できるように市の責務としてやっていき、それがまちづくりの公共性、公平性につながっていく。市民1人1人、地域団体、事業者も視野に入れた中で、皆さんが平等に公平に参加することでまちが生き生きと展開できるというイメージでこの言葉とした。そのさらに先にあるものが日本一健康文化都市かもしれないが、ここでは一歩手前の言葉で結んだほうが良いのかと考えた。ただご質問をいただき、誇りを持つようなイメージという言葉の方がいいのかなと感じた。要検討したい。</p> <p>次に、第10条の第1項については「取り組むよう努めるものとする」。このように修正をしていきたいと思う。</p> <p>また、第10条第2項の「市民、地域団体及び事業者は」だが、第6条の事業者の役割と対比して、飛躍的になりすぎていないかというご意見である。事業者の役割にも、基本的には職場の環境を努めるというのはまずある。しかし市が実施する日本一健康文化都市の施策に協力するという、理想とする都市像に向けて一致協力してやっていただきたいという思いを込めているので、事務局としてはこの第2項で事業者が入っても違和感がないかと感じてはいる。</p>
---------------	--

委員	6条の中に、市が実施する施策に協力するとあるが、事業者というのはそれだけではなく、生き残っていくために、地域の中に入り込んで、やっていかないと生き残ることは難しいかと思う。10条は非常に良いなと思うが、肝心の6条の役割のなかにそういったことが記載されていない。
企画政策課長	逆に6条の方をもう少し膨らめてほしいという話ですね。
委員	そうですね。第6条に事業者と地域団体の連携などが入れば10条ががより生きてくると思う。
企画財政部長	6条の「協力する」という表現よりも一歩踏み込んだ表現にしたほうがいいかもしれない。
企画政策課長	いずれにしても、事業者の皆さんも例えば防災などの取り組みを地域で自主的に行われ、協力しながら進めている事例もあるので6条の中を工夫していきたい。
会長	<p>第10条の、以下「市民活動」という。と定義をすると、あと4行しかない。ここで以下と断る必要はないのではないか。もう少し前で定義した方がいいのか。ここで市民活動の定義は遅すぎるような気がする。</p> <p>同様に、第2条の(5)市の定義だが、「市長その他の市の執行機関」と書いてあり、「その他」が何なのかと思ってしまう。「その他」という言葉を使うと混乱するのではないか。とってしまってもいいのではないか。</p>
企画政策課長	執行機関そのものは地方自治法で規定されている。市長も執行機関である。それ他は教育委員会、公平委員会諸々あるが、「市長、市の執行機関」となりますと市の執行機関に市長も入ってくるのかな。
企画財政部長	一般的には市長というのは一個人としての自然人としての市長という部分、市の執行機関という意味での市長という位置づけもある

	<p>。一般的には市長が執行機関という概念があまりない。</p> <p>→この件については、例規担当者に確認する。</p>
委員	<p>災害が起きたときに、企業と市民の連携を保つような文言も必要かなと思う。県でも特に強く言われている。企業と地域と市ができるだけ連携をとることが必要だと感じた。</p>
委員	<p>非常に良い条例になったと思う。日本一健康文化都市条例についての最大目的はやはりまちづくりという名の人づくりだということろがきちんと謳いこまれているのがとても良い</p>
会長	<p>まちづくりをこういう形で定義するのは非常にいいですよ。</p>
委員	<p>10条の2行目に「出来る」と漢字で書いてあるが。</p>
企画政策課長	<p>これはミスプリントで平仮名が正しいです。</p>
企画財政部長	<p>同様に12条の「配慮した上で」の上が漢字だがこれも平仮名に直します。</p>
企画政策課長	<p>言い忘れておりましたが、先ほど斉藤委員の言われた第9条の冒頭の「第3条の」は省略させてもらおう。</p>
委員	<p>分かりやすくなったと思う。条文の下に解説が入ってくるので、もう少し市民にはわかりやすくなるのかなと思う。市民はそれぞれの生活の中でまちづくりと言われてもわからないと思うので、解説の中でわかりやすくしてもらえればいいのではないかと思う。</p>
会長	<p>そういえば、資料4の位置づけの説明をいただけませんか。</p>
企画政策課長	<p>解説書付きのものとして資料4をご用意させていただいた。最新版の解説書も同じように変更してまとめてある。11ページ、12ページの第4章の参加と協働につきましても条文を変えた関係で、それぞれの条項に合わせて解説を加えさせてもらった。第9条については</p>

<p>会長</p>	<p>基本原則という言葉をもとめて3つの原則ということでまとめているが、条文でいくとわかりにくい表現が出てくるので、解説のところで皆さんにとってわかりやすく、市としても参加と協働に取り組む意図をしっかりと伝えていきたい。これを解説のなかでカバーできたらなと考えている。第10条についても同様である。</p> <p>解説つ付きのものを、一般市民が目にすると思う。先ほど議論に出た日本一は何を目指すかということが含まれているとわかりやすい。よりわかりやすく解説の中で書いてもらおうと条例の意図がわかってくる。解説書をよりわかりやすく作ってもらおうことをお願いしたい。</p>
<p>企画政策課長</p>	<p>様々なご意見をいただきまして、事務局で改めるところは改めて議会へ修正案として示し、ご意見を伺ったものを最終回の検討会のなかで最終確認をしていただき、まとめていきたいと思う。</p>